資料２

富里市国民健康保険財政運営方針策定の経緯

背景：国民健康保険制度の都道府県単位化

○ 国民健康保険の運営の安定化を図るため、平成30年度から千葉県が財政運営主体となる広域化が始まりました。

○ 県は、市町村の保険給付費の支払に充てるために、保険給付費等交付金を市町村に支出しています。

○ 県は交付金の財源とするために、県全体の保険給付費を見込み、市町村ごとに医療費水準、所得水準や被保険者数を加味して、国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村はこれを支出しています。

○ 県は納付金の財源となる国民健康保険税を収納できるよう、市町村ごとの標準保険料率を算出し公表しています。

○ 将来的には国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から、**保険料水準の統一**（県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となること）が進められています。

課題：保険料水準の統一に向けた本市の取組の明確化

○ 千葉県が示す本市の標準保険料は、被保険者の減少と医療費の増加により拡大傾向にあり、令和7年度では、標準保険料と実際の保険料の差は1人当たり約36,000円となっており、今後更に差が広がっていくものと想定されます。

○ 標準保険料と実際の保険料との税収差額については、これまでは国民健康保険準備基金を取り崩してきましたが、令和7年度当初予算では、一般会計から法定外繰入を行い、今後についても一般会計からの法定外繰入で対応することが想定されます。

○「第2期千葉県国民健康保険運営方針」の中で、令和12年度までに決算補填目的の法定外繰入金を解消することが示されました。

○ 県運営方針との整合性を保ちつつ、市民への急激な負担増とならないよう、税率改正を含めた財政健全化の取組についての考え方を明確にする必要があります。

持続可能な国民健康保険運営を図るため、財政健全化の取組に対する「**富里市国民健康保険財政運営方針**」を策定する